

葉山町国民健康保険運営協議会議事録

1 開 会

会長あいさつ

国民健康保険運営協議会規則第3条第3項の規定により、委員全員出席のため本会議は成立
同第5条第2項の規定により、会議録署名委員を2名選出
審議会、委員会等の公開に関する指針に基づき、傍聴者を2名許可

2 議 題

(1) 平成31年度国民健康保険特別会計予算(案)について

(会 長) 議題1 平成31年度国民健康保険特別会計予算(案)について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 説明をさせていただく前に資料の確認をさせていただきます。お手元に、「運営協議会次第」、「議題1 平成31年度国民健康保険特別会計予算(案)について」、「議題2 平成30年度国民健康保険特別会計補正予算(案)について」、「議題3 国民健康保険に係る平成31年度制度改正(案)について」、「神奈川県国民健康保険運営協議会について」がございます。よろしいでしょうか。

それでは、「議題1 平成31年度国民健康保険特別会計予算(案)」につきまして、ご説明させていただきます。

予算の概要について説明をさせていただきたいと思います。

資料1 国民健康保険特別会計の総括表をご覧ください。記載ページ数として118ページとなります。

平成31年度国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額につきましては、35億1,096万1千円で、前年対比としては1億7,018万4千円減で4.6%減となっております。

歳入の内訳として、国民健康保険料につきましては、7億7,136万2千円、前年対比4,999万1千円減で6.1%減となっております。減額の要因としては、被保険者数の減少が主な要因であり、対前年度の被保険者数見込みと比較して300人減少の8,200人で、平成31年度の被保険者数を見込んでいます。

県支出金につきましては、22億9,357万円、前年対比1億440万4千円減で4.4%減となっております。減額の要因としては、保険給付費等交付金(普通分)が前年対比として1億27万6千円減額したことが主な要因となっております。この保険給付費等交付金(普通分)については、歳出の保険給付費のうち療養給付費・療養費・審査支払手数料・高額療養費・高額介護合算療養費・移送費について、県支出金として交付されるものでございます。

繰入金につきましては、4億396万5千円、前年対比1,578万6千円減で3.8%減となっております。減額の要因としては、その他一般会計繰入金7,000万円が前年対比2,000万円減となったことが主な要因となっております。平成30年度と比較

して2,000万円減となっておりますが、平成29年度末の基金残高が1,000万円程となったこともあり、基金に積み増しということで、平成30年度は、9,000万円を一般会計から繰り入れたものでございます。

引き続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

総務費につきましては、6,722万5千円、前年対比779万8千円増で13.1%増となっております。前年対比で増となった理由といたしましては、隔年で被保険者証の一斉更新をしていますが、平成31年度に一斉更新を行うことが要因であります。

保険給付費につきましては、22億7,490万3千円、前年対比1億27万5千円減で4.2%減となっております。前年対比で減となった理由といたしましては、被保険者数の減少が主な要因と考えられます。

事業費納付金につきましては、10億7,064万2千円、前年対比4,530万2千円減で4.1%減となっております。前年対比で減となった理由といたしましては、納付金基礎額と退職分の納付金の減少が主な要因と考えられます。この事業費納付金については、県の国保特別会計を運営していくために市町村から事業費納付金として納付するものとなっております。

保険事業費につきましては、2,701万9千円、前年対比28万5千円増で1.1%増となっております。

基金積立金につきましては、5,901万円、前年対比3,100万円減で34.4%減となっております。前年対比で減となった理由といたしましては、事業運営基金の年度末予定額による調整及び被保険者が減少していく中での次年度以降の保険料の平準化を見据えた上で調整したことが要因でございます。

諸支出金につきましては、470万円、前年対比137万5千円減で22.6%減となっております。前年対比で減となった理由といたしましては、前年度は過年度分の国庫支出金等超過交付の精算額が確定していたことにより、当初予算に計上したことが要因でございます。

歳入・歳出の主な点としては以上でございます。

次に、歳入・歳出の詳細について説明をさせていただきます。

歳入の詳細については、歳入概要説明により説明をさせていただきます。記載ページ数として119ページとなります。

1款 国民健康保険料 1項 国民健康保険料 1目 一般被保険者国民健康保険料につきましては、7億7,028万9千円、前年対比3,808万円減となっております。減額の要因としては、被保険者数の減少により、保険料が減額となっているものでございます。また、その他一般会計繰入金と基金繰入金を保険料軽減のために充てております。

2目 退職者被保険者等国民健康保険料につきましては、107万3千円、前年対比1,191万1千円減となっており、一般被保険者国民健康保険料と同様に退職被保険者数の減少がマイナス要因と考えられます。

2款 使用料及び手数料 1項 手数料 1目 総務手数料につきましては、納付証明書等の諸証明手数料でございます。

3款 県支出金 2項 県補助金 2目 保険給付費等交付金につきましては、22億9,357万円、前年対比1億440万4千円減となっております。大幅に減となった要因としましては、保険給付費等交付金（普通分）の減額でございますが、こちらにつきましては、歳出の保険給付費の減に伴うものでございます。

4款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 利子及び配当金につきましては、国民健康保険事業運営基金の運用から生じる利子収入でございます。同基金の平成30年度末の予定残高といたしましては、1億2,029万5千円となっております。

5款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金につきましては、3億396万5千円、前年対比1,578万6千円減となっております。こちらにつきましては、その他一般会計繰入金を減額したことが減の要因であります。

2項 基金繰入金 1目 国民健康保険事業運営基金繰入金につきましては、平成30年度同様に1億円を計上し、保険料の軽減のため充当させていただいております。

その他一般会計及び基金会計からの繰入金を国保特別会計に繰り入れをさせていただくことにより、保険料の平準化を図ることを考えております。

6款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金から、7款 諸収入 3項 雑入 3目 雑入までは、記載のとおりでございます。

歳出の詳細については、歳出概要説明により説明をさせていただきます。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費につきましては、一般事務及び保険料徴収強化等に要する経費となります。

2目 連合会負担金につきましては、各保険者が国民健康保険団体連合会の事務運営に要する経費を負担するものでございます。増額した要因としましては、被保険者数割の積算単価が34円から36円に増額されたことが要因となっております。

2項 運営協議会費 1目 運営協議会費につきましては、本運営協議会に要する経費でございます。

2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 一般被保険者療養給付費につきましては、19億5,094万6千円、前年対比6,033万8千円減となっております。被保険者数の減少が減額の要因であります。

2目 退職被保険者等療養給付費につきましては、1,087万円、前年対比1,674万8千円減となっております。こちらにつきましても、退職被保険者数の減少が減額の要因と考えられます。

3目 一般被保険者療養費につきましては、2,252万1千円、前年対比121万6千円減となっております。被保険者数の減少が減額の要因であります。療養費につきましては、緊急等により保険証を持たずに受診した場合や、治療目的のための舗装具・はり・灸・マッサージ等にかかった費用のうち自己負担分を除いた額が該当となります。

4目 退職被保険者等療養費につきましては、39万9千円、前年対比15万1千円減となっております。こちらにつきましても、退職被保険者数の減少が減額の要因と考えられます。

一般・退職ともに療養給付費及び療養費につきましては、3ヵ年の実績及び被保

険者数の伸び率を踏まえた上で計上させていただいております。

5目 審査支払手数料につきましては、レセプトの審査等に対する手数料でございます。

2項 高額療養費 1目 一般被保険者高額療養費につきましては、2億5,489万5千円、前年対比2,029万7千円減となっております。こちらにつきましても、被保険者の減少が減額の要因であります。

2目 退職被保険者等高額療養費につきましては、102万6千円、前年対比250万7千円減となっております。こちらにつきましても、退職被保険者数の減少が減額の要因と考えられます。

2項 高額療養費 3目 一般被保険者高額介護合算療養費から 5項 葬祭諸費 1目 葬祭費につきましては、記載のとおりでございます。

3款 国民健康保険事業費納付金 1項 医療給付費分 1目 一般被保険者医療給付費分につきましては、6億9,853万5千円、2目 退職被保険者等医療給付費分につきましては、53万5千円、2項 後期高齢者支援金等分 1目 一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、2億6,069万円、2目 退職被保険者等後期高齢者支援金等分につきましては、24万4千円、3項 介護納付金分 1目 介護納付金分につきましては、1億1,063万8千円となっており、この事業費納付金につきましては、県の特別会計を運営していくために市町村から事業費納付金として納付するものとなっております。一般分の医療給付費分及び後期高齢者支援金等分の減少要因としては、前期高齢者交付金精算額及び納付金算定基礎額の減が原因と考えられます。また、全般的に退職被保険者分の減少につきましては、退職被保険者医療制度が平成32年度末をもって終了することから年々減少していることが原因と思われます。介護分につきましては、納付金算定基礎額は減少していますが、所得係数等の増減に伴い算出をした結果、増額したものでございます。

4款 共同事業拠出金 1項 共同事業拠出金 1目 その他共同事業拠出金につきましては、退職被保険者のリストを作成するための拠出金として2千円計上してございます。

5款 保健事業費につきましては、特定健康診査及び保健指導に伴う経費でございます。

6款 基金積立金から 8款 諸支出金までにつきましては、記載のとおりでございます。

以上で、「議題1 平成31年度国民健康保険特別会計予算(案)について」の説明を終わらせていただきます。

(会長) ただいま、事務局から説明がありました件について、ご意見・ご質問等ございますか。

(委員) 30代から50代の男性を対象として、風しん対策の抗体検査をすることとされている。厚労省の考えとしては、この事業を円滑に進めるために、特定健診と一緒に風しん対策の抗体検査を行うという選択肢も入れるということかと思うので、事業を進める上で検討いただければと思う。

(事務局) 担当も諸会議の中で情報を聞いているので、事務的に進めさせてもらいたいと思っています。

(会長) 歳入の保険料が約5,000万円減額となっているが、被保険者の減が主な要因ということなのか？

(事務局) 被保険者数の減が主な要因の中、退職被保険者医療制度が31年度末で廃止することも原因と思われます。退職被保険者数の減少に伴いまして、歳出の退職に係る保険給付費も減少しております。

(会長) 被保険者数の減少ということは、人口の減少ということなのか？

(事務局) 人口減少というよりも、75歳以上になると後期高齢者医療制度に移行されますので、そちらの影響が大きいものかと思われます。また、数年前にパートタイマーの方が規定の時間以上就労すると社保に加入することが可能になったということも多少は影響していることかと思っています。

(委員) 保険給付費が前年対比で減になっている要因としては、被保険者数の減少ということかと思うが、インフルエンザの蔓延による医療費の増大を見込むというようなことの反映はできないのか？

(事務局) H29年度の当初予算編成をするに際して、保険料の平準化等も考慮した上で保険給付費を湯々の状況で編成を組んだということもあり、年度末のインフルエンザの蔓延も心配はしていましたが、何とか乗り切ったということもあります。H30年度においては、都道府県化に移行され、ある程度余裕をもった予算編成を組めたこともあり、H29年度の同時期と比べると予算残額に余裕がある状況です。H31年度予算編成においても、保険給付費については、三ヵ年の実績及び被保険者数の減少を考慮に入れながら算出しているため、年度末の保険給付分も加味している状況です。

(会長) その他、質疑等ございませんか。事務局(案)にご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長) 異議なしと認めます。

議題1の「平成31年度国民健康保険特別会計予算(案)について」は承認することとし、原案のとおり、本年2月12日より開会予定の第1回葉山町議会定例会に議案提案することとします。

(2)平成30年度国民健康保険特別会計補正予算(案)について

(会長) 次に、議題2の「平成30年度国民健康保険特別会計補正予算(案)について」、事務局に説明を求めます。

(事務局) それでは、「議題2 平成30年度国民健康保険特別会計補正予算(案)」につきましてご説明させていただきます。

7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書 2 歳入をご覧ください。

5款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金につきましてご説明させていただきます。1節 保険基盤安定制度繰入金(保険料軽減分)については、平成30年度保険基盤安定制度(保険料軽減分)に係る繰入金額の確定に伴う更正増により、48万円を補正計上しております。次に、2節 保険基盤安定制度繰入金(保険者支援分)については、平成30年度保険基盤安定制度(保険者支援分)に係る繰

入金額の確定に伴う更正減により、341万4千円を補正計上しております。次に5節 国保財政安定化支援事業繰入金については、平成30年度国保財政安定化支援事業に係る繰入金額の確定に伴う更正減により、64万4千円を補正計上しております。一般会計繰入金については、記載のとおり、357万8千円を補正計上し、補正後の額が3億1,826万8千円となります。

次に8ページの3歳出をご覧ください。

2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 一般被保険者療養給付費につきまして、補正額の増減はありませんが、補正額の財源内訳について変更が生じているため、記載してございます。

次に、8款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 2目 国庫支出金等返納金につきましてご説明させていただきます。過年度の療養給付費負担金等の額の確定に伴う超過交付額の返還金で、5,171万5千円を補正計上し、補正後の額が5,526万8千円となります。療養給付費等負担金については、毎年1月の変更申請に基づき国から交付され、出納閉鎖期間終了後の実績報告に基づき交付額が確定し返還することとなりますが、29年度における変更申請の調整率が約11%（28年度調整率は約2%）上乘せられ交付決定されたことにより、返還額が大きくなったものでございます。

次に、9款 予備費 1項 予備費 1目 予備費につきましてご説明させていただきます。こちらにつきましては、歳入歳出予算の調整として、予備費を更正減し、5,529万3千円を補正計上し、補正後の額が3,850万9千円となります。

以上で、「議題2 平成30年度国民健康保険特別会計補正予算(案)について」の説明を終わらせていただきます。

(会長) ただいま、事務局から説明がありました件について、ご意見・ご質問等ございますか。

(会長) 一般会計繰入金補正額が357万8千円ということだが、どのような根拠によるものなのか？

(事務局) 予算編成時には、翌年度の額が確定していないことから、当該年度の額を基に予算編成をしており、翌年に当該年度の額が確定した後に精算することとなっております。

(会長) 事務局(案)にご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長) 異議なしと認めます。

議題2の「平成30年度国民健康保険特別会計補正予算(案)について」は承認することとし、原案のとおり、本年2月12日より開会予定の第1回葉山町議会定例会に議案提案することとします。

(3) 国民健康保険に係る平成31年度制度改正(案)について

(会長) 次に、議題3の「国民健康保険に係る平成31年度制度改正(案)について」、事務局に説明を求めます。

(事務局) それでは、「議題3 国民健康保険に係る平成31年度制度改正(案)」につきましてご説明させていただきます。

国民健康保険法施行令の改正等に伴い、条例の改正を行なうものでございますが、今回の条例改正については、「政令改正に伴い賦課限度額及び保険料減額判定に係る所得上限額の緩和」を行なうものでございます。

条例の概要の内容に記載してございます順により、ご説明をさせていただきます。

1点目として、保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額の引き上げを行うものでございますが、第12条の6、第16条の2を改正するものでございます。こちらにつきましては、保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を「58万円」から「61万円」に改めるものでございます。

2点目として、保険料の減額判定に係る所得上限額の緩和を行うものでございますが、第16条の2を改正するものでございます。こちらにつきましては、保険料の軽減措置の対象を拡大するため、5割減額の対象となる世帯の上限額を27万5千円から28万円に、2割減額の対象となる世帯の上限額を50万円から51万円に改めるものでございます。なお、施行期日につきましては、平成31年4月1日とさせていただきます。

また、改正後の葉山町国民健康保険条例の規定については、平成31年度分の保険料から適用とし、平成30年度分までの保険料については、従前の例によるものでございます。

以上で、「国民健康保険に係る平成31年度制度改正(案)について」の説明を終わらせていただきます。

(会長) ただいま、事務局から説明がありました件について、ご意見・ご質問等ございますか。

(委員) 厚労省通知の資料の中に、本改正に伴いシステム改修費用が必要となる市町村については、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の規定に基づき、当該費用に対して特別調整交付金を交付する予定とあるが、葉山町においてもシステム改修を要することなのか？

(事務局) システム改修に該当すると思いますが、現段階において改修費が未確定のため補正対応とさせていただきます。

(委員) 平成31年度の税制改正に基づいて条例を改正するものかと思うが、10月からの消費税増税等の影響を考えると予算編成で対応することは大変になってくるものなのか？

(事務局) 10月からの消費税増税のことを考えると、システム改修時期の前倒しということもあろうかと思いますが、システム改修時期については現段階では分からないというのが現状です。

(委員) 消費税増税に伴い医療費の影響についてという質問なのかと思うが、正直言って影響は出てくるものかと思う。振替財源で薬価の見直しをして総額があまり変わらないような方向で調整するという話も聞いている。

(会 長) 基礎賦課額による賦課限度額が、58 万円から 61 万円に引き上げられることに対して、事務方としてはどのように感じているか？

また、平成 31 年度の当初予算を 35 億 1,096 万 1 千円で編成をしているようだが、今年度と比較して一人当たりの保険料の額はどのくらいと見込んでいるのか？

(事務局) 賦課限度額が 3 万円上がることについての回答は難しいところですが、低所得者の軽減の幅を拡充することにより、賦課限度額を引き上げないと、中間層の方の負担が多くなるものかと思っております。保険料については、今年度の一人当たりの保険料と平準化を図るということで予算編成をさせていただいております。

(会 長) 事務局(案)にご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし。

(会 長) 異議なしと認めます。

議題 3 の「国民健康保険に係る平成 31 年度制度改正(案)について」は承認することとし、原案のとおり、本年 2 月 12 日より開会予定の第 1 回葉山町議会定例会に議案提案することとします。

(4) その他

(会 長) 次に、議題 4 の その他について、事務局から何かありますか。

(事務局) 事務局から 2 点ございます。

1 点目として、前回の運営協議会において、お話をさせていただいておりますが、神奈川県国民健康保険運営協議会の委員の選任についてでございます。県央湘南地域国保事務連絡協議会において幹事町村が、運営協議会委員を受けるということで同連絡協議会の中で確認をさせていただいております。平成 31 年度の幹事町村が葉山町ということから、平成 31 年 4 月 1 日から 1 年間、被保険者代表のお二人の委員を担っていただくこととなります。因みに、現委員につきましては、平成 30 年度の幹事である清川村国保運営協議会の被保険者代表委員の方が任命されております。

神奈川県国保運営協議会の目的としては、都道府県が処理することとされている事務に係る事項を審議することとされています。審議事項については、「3 審議事項について」に記載されている 4 項目についてでございます。委員の構成・定数・任期・報酬については、「4 委員の構成について」に記載されているとおりでございます。この中で、委員の任期につきましては、冒頭にもお話をさせていただきましたように、県央湘南地域国保事務連絡協議会の幹事町村が担うということから、葉山町においては平成 31 年 4 月 1 日からの 1 年間となっております。開催回数等については、「5 スケジュール(案)」にもありますように、記載年度は 30 年度とありますが、平成 31 年度においては年間 2 回を予定されております。被保険者代表委員である、平間委員と堤崎委員のどちらかの委員にお願いしたいと思います。

この件につきまして、お諮りいただきたいと思っております。

2 点目として、次回の運営協議会につきましては、平成 31 年度第 1 回目を 5 月下旬頃に開催を予定し、平成 31 年度保険料(案)についてお示しし、御審議いたたく予定を考えております。

(会 長) 被保険者の委員からの任命ということですが、事前に事務方にて調整をしていた
だき、今回は堤崎委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委 員) 異議なし。

(会 長) 神奈川県国民健康保険運営協議会委員につきましては、堤崎委員にお願いしたい
と思います。大役ではありますが、1年間よろしくお願いいたします。

(会 長) それでは、本日の議題につきましては全て終了しました。

これをもちまして、葉山町国民健康保険運営協議会を閉会といたします。